

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	県立学校の証明書交付手数料等の徴収に関する条例		
条 例 番 号	昭和 30 年神奈川県条例第 12 号	法 規 集	第 14 編第 4 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局教育財務課		
条 例 の 概 要	県立学校の生徒であった者が、在学期間の状況等を証明する書類の交付を受ける際の手続及び手数料に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	県立学校の生徒であった者が、証明書の交付を受ける際の手续费については、受益者負担の原則と負担の公平性から現在でも徴収する必要がある。この条例は、地方自治法第 228 条第 1 項の規定に基づき、証明書等の交付を受ける際の手続及び手数料について必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県立学校の証明書交付手数料については、在校時との区分を明確にし、徴収手続及び徴収額等の必要事項を定めていること、また現行の手续费についても全国的な水準や社会情勢等を総合的にみて、適正な額を定めるものであり、有効である。	○手数料収入 平成 19 年度 59,906 件 27,734,200 円 平成 18 年度 63,810 件 29,632,200 円 平成 17 年度 67,764 件 31,533,000 円
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	県立学校の証明書交付手数料等の徴収手続及び徴収額については、社会情勢等の変化に応じた見直しを適宜行っており、効率的である。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	負担の公平化や必要な行政サービスとの関係を定めるものであり、県の基本方針に齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	地方自治法の規定に基づき、県立学校の証明書交付手数料の徴収に関し必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	県立学校の証明書交付手数料等の見直しに応じて適宜改正を行う。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無